

岩手県告示第66号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和6年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市中太田新田ほか地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年8月21日から令和6年3月19日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級、3級及び4級基準点測量並びに街区・画地出来形確認測量